

仮称静岡市歴史文化施設建設基本設計

公募型プロポーザル

技術資料・技術提案書の評価基準

【第1次審査】

技術資料の評価基準		
判断基準		
1 業務の実施方針	(1)	与条件に対する設計上の方針・特徴（設計コンセプト）に対して、事業目的と事業内容を理解し、創造力ある提案が期待できる場合に優位に評価する。
	(2)	コスト管理に対する考え方（目標建設費を守るための方策等）に対して、配慮する提案があった場合に優位に評価する。
	(3)	発注者及び展示設計業者と連携して設計業務を進めるための方策に対して、配慮する提案があった場合に優位に評価する。
2 業務実績	(1)	管理（総括）技術者及び各担当技術者（意匠、電気、機械）について、博物館又は美術館の業務実績がある。
	(2)	管理（総括）技術者及び意匠担当技術者について、公共建築物の業務実績がある。

【第2次審査】

技術提案書の評価基準			
判断基準			
課題に対する技術提案 (評価にあたっては技術提案書内容及びヒアリングの結果により総合的判断を行う。)	課題1	建物外観と外構について 周辺環境と優れた景観に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。	設定した課題に対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現可能性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して、提案ごとに総合的に判断する。
	課題2	敷地利用計画について 賑わい創出・交流に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。	
	課題3	内部計画について 国宝・重要文化財を良好な環境で展示・保管できる建築計画に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。	